

1 制定理由

(第1条) 目的

- 審議会等の会議については、市民参加プログラムや市民参加手続ガイドラインの規定に基づき、実践を重ねてきましたが、調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例を具現化する取組の一つとして、会議開催の事前公表や傍聴の取扱い、会議録の作成・公表などに関して、より統一した運用を図るため、行革プラン2015に「審議会等の会議の公開に関するルールづくり」を位置付けている。
- 審議会等の会議の公開に関して、条例で必要な事項を定めることにより、市民参加による開かれた市政の推進を図るとともに、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、制定するものである。

2 条例(案)の要旨

○定義(審議会等の範囲)(第2条)

⇒地方自治法に基づく執行機関の附属機関を対象とする。

附属機関の例:「情報公開審査会」、「個人情報保護審査会」、「子ども・子育て会議」
「高齢者福祉推進協議会」、「環境保全審議会」、「景観審議会」
「都市計画審議会」、「図書館協議会」 など

【解釈・運用】

規則や要綱等により設置する委員会や協議会等についても、可能な限りこの条例に準じて、会議の公開に関する運用を行うものとする。

○会議の公開(第3条)

⇒会議は原則公開とする。ただし、情報公開条例に規定する非公開情報に該当する事項の審議等を行う場合は、その全部又は一部を非公開とする。

【解釈・運用】

審議会等の下部組織である検討部会や分科会等にも適用する。

○会議開催の事前公表(第4条)

⇒会議の名称・開催日時及び場所のほか、規則で定める事項をあらかじめ公表する。

【解釈・運用】

会議を公開で開催する場合は、少なくとも開催日の10日前までに、会議の名称、開催日時及び場所のほか、規則で定める事項として、議題や傍聴手続について、HPへの掲載をはじめ、市報や窓口等で公表する。

○会議の傍聴(第5条)

⇒非公開で開催する場合を除き、可能な限り会場に傍聴席を設ける。また、傍聴人は、秩序維持のため、規則で定める事項を遵守するものとする。

【解釈・運用】

傍聴席は、案件に応じて、開催場所のスペース状況等を考慮して定員数の確保に努める。一部非公開とする議題がある場合は、原則として公開とする議題を先に審議する。

○会議資料の提供(第6条)

⇒会議を公開で開催する場合は、会議資料を提供又は閲覧に供するものとする。

【解釈・運用】

原則、傍聴人に会議資料を提供するものとし、刊行物や報告書等で、有償頒布しているものあるいは部数に限りのある資料など、提供が困難なものは、閲覧のみも可とする。会議開催後は、会議録とともに、会議資料をHP等で公表するよう努める。

○会議録の作成・公表(第7条・第8条)

⇒会議の公開・非公開にかかわらず、会議終了後、速やかに会議録(要録含む)を作成する。また、公開で開催したものについては、当該会議録をHPへの掲載のほか、公文書資料室など必要と認める場所に配架するものとする。

【解釈・運用】

会議の傍聴ができなかった市民に対しても、議論の過程の情報提供を行い、会議の透明性の向上を図る観点から、HP等で会議録を公表するものとします。また、会議資料についても公表するよう努めるものとする。

○運用状況の公表(第9条)

⇒この条例の運用状況を取りまとめ、HPのほか適当と認める方法で公表する。

【解釈・運用】

会議を開催した審議会等の名称のほか、開催日や会議の開催回数、傍聴者数、担当部署などの運用状況を取りまとめ、HPのほか適当と認める方法で公表するものとする。

3 個別条例との整理(特別の定めのある場合の取扱い)

○特別の定めのある場合の取扱い(第10条)

⇒審議会等の会議の公開等について、他の法令等に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

【解釈・運用】

会議の公開等について、関係法令等特別の定めがある場合は、会議の公開等について、関係法令等に特別の定めがある場合は、当該会議においては、その定めに基づき、会議の公開等を行うこととする。

この場合において、会議の公開等に規定がない事項については、この審議会等の会議の公開に関する条例の規定を適用する。

調布市における特別の定めがある審議会等

	審議会等の名称	例規名	公開に関する規定
1	調布市情報公開審査会	調布市情報公開審査会規則	傍聴、傍聴人の遵守事項、会議録
2	調布市個人情報保護審査会	調布市個人情報保護審査会規則	傍聴、傍聴人の遵守事項、会議録
3	調布市高齢者福祉推進協議会	調布市高齢者福祉推進協議会条例	会議の公開
		調布市高齢者福祉推進協議会条例施行規則	傍聴、公開の特例
4	調布市都市計画審議会	調布市都市計画審議会条例	会議の公開
5	調布市建築審査会	調布市建築審査会条例	会議の公開
		調布市建築審査会条例施行規則	会議録、傍聴人が守るべき事項
6	調布市環境保全審議会	調布市環境保全審議会規則	会議の公開
7	調布市街づくり審査会	調布市まっとするふるさとをまぐむ街づくり条例施行規則	会議の公開
8	調布市景観審議会	調布市景観条例施行規則	会議の公開、議事録
9	調布市公民館運営審議会	調布市公民館運営審議会規則	会議録等の作成
10	調布市立図書館協議会	調布市立図書館条例施行規則	会議の公開

4 規則への委任事項

○委任(第11条)

⇒この条例の施行に必要な事項を条例施行規則において定めることを規定。

【解釈・運用】

- ・事前公表すべき事項(第4条関係): 議題、傍聴手続、その他執行機関が必要と認める事項
- ・傍聴人の遵守事項(第5条関係): 発言の禁止、秩序維持、写真撮影等の禁止など
- ・会議録の公表方法(第8条関係): 市ホームページへの掲載のほか、公文書資料室での配架。
- ・運用状況の公表における公表事項(第9条関係): 審議会等の名称、会議の開催日、開催回数、傍聴者数、担当部署